

熊本県公報

第 1 1 6 8 7 号
平成 20 年 4 月 28 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 1
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 1
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	(") 2
○道路区域の変更	(道路保全課) 3
公 告	
○道路の位置指定公告	(建築課) 4
○熊本県環境影響評価条例に基づく評価書の公告	(漁港漁場整備課) 4
○道路の位置指定公告	(建築課) 4
○道路の位置指定公告	(") 4
○平成 20 年度製菓衛生師試験の実施	(健康危機管理課) 5
○県有財産の売却	(管財課) 6
登 載 依 頼	
○平成 20 年度使用料収納事務の委託	(病院局) 7

告 示

熊本県告示第 423 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
合志市社協訪問看護ステーション 合志市須屋 2251 番地 1	社会福祉法人合志市 社会福祉協議会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 424 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
合志市社協訪問看護ステーション 合志市須屋 2251 番地 1	社会福祉法人合志市 社会福祉協議会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 425 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
鈴かぜ 八代市豊原上町 3012 番地 1	有限会社鈴かぜ	平成 20 年 4 月 15 日

熊本県告示第 426 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
鈴かぜ 八代市豊原上町 3012 番地 1	有限会社鈴かぜ	平成 20 年 4 月 15 日

熊本県告示第 427 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護サポートだいち 熊本市鶴羽田町 539 番地 4	株式会社介護サポートだいち	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 428 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護サポートだいち 熊本市鶴羽田町 539 番地 4	株式会社介護サポートだいち	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 429 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ峯 2441 の 1 から 2441 の 5 まで
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第 430 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字金原 2450 の 1、2533、2542 の 1、2542 の 2、2543、2555 の 1、2556、2563 の 1、2564 の 1、2567 の 1、2577 の 1、2601、2614、2636 の 1、2637、字田代 2702 の 1、2769、2770 の 1、2770 の 2、2772
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 431 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字開田 787 番地先から 同町葛原字徳佛 445 番 1 地先まで	前	15.5 ～ 4.0	74.0	単道改
			後	30.5 ～ 4.0	74.0	
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字徳佛 476 番地先から 同町葛原字宮ノ下 397 番 1 地先まで	前	14.5 ～ 4.0	353.1	単道改
			後	54.0 ～ 4.0	353.1	
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字上鶴 1323 番 1 地先から 同町甲佐平字中園 1654 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 11.4	220.8	旧道移管
				10.2 ～ 44.0	128.6	
			後	10.2 ～ 44.0	128.6	
一般県道	囲砥用線	下益城郡美里町三加字中屋敷 1710 番 1 地先から 同町三加字楠八 2966 番 1 地先まで	前	4.2 ～ 16.1	1092.5	旧道移管
				8.2 ～ 43.8	1157.3	
			後	8.2 ～ 43.8	1157.3	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 4 月 28 日

公 告

熊本県公告第 306 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市宮内出目 47 番地 2
- 2 築造者の氏名 有限会社宝生産業
- 3 道路の位置 荒尾市荒尾字芋生 1882 番 1、同 1882 番 5 及び同 1882 番 17
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 43.70 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 4 月 11 日
- 7 指定番号 玉名景建第 1 号

熊本県公告第 307 号

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 21 条第 2 項の規定により、塩屋漁港広域漁港整備事業に関する環境影響評価書を作成したので、同条例第 23 条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供するとともに、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 事業所の氏名及び住所
 - (1) 氏名 熊本県代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫
 - (2) 住所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 2 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 塩屋漁港広域漁港整備事業
 - (2) 種類 公有水面の埋立て
 - (3) 規模 計画埋立面積 約 11.5 ヘクタール
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県熊本市河内町河内字鵜通洞地先の一部
- 4 関係地域の範囲
熊本県熊本市河内町の一部
- 5 評価書および要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 熊本県庁（農林水産部漁港漁場整備課及び新館 1 階情報プラザ）
熊本市役所（1 階 情報プラザ）
熊本市役所河内総合支所（経済振興局農林水産振興部河内出張所）
 - (2) 期間 平成 20 年 4 月 28 日から平成 20 年 5 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
 - (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

熊本県公告第 308 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 福岡市西区姪浜南一丁目 4 番 4-406 号
- 2 築造者の氏名 本松洋子
- 3 道路の位置 玉名市大倉字古屋敷 716 番 4
- 4 道路の幅員 4.11 メートルから 4.74 メートルまで
- 5 道路の延長 44.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 4 月 11 日
- 7 指定番号 玉名景建第 2 号

熊本県公告第 309 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市辛島町 4 番 35 号
- 2 築造者の氏名 株式会社明和不動産
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上 1386 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 53.20 メートル

6 指定年月日 平成20年4月9日

7 指定番号 菊池景建第2号

熊本県公告第310号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条の規定により、平成20年度熊本県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成20年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験日時及び場所

(1) 日時 平成20年6月27日（金）

午前10時から正午まで（午前9時30分までに受験票筆記用具持参のうえ試験場に入場すること。）

(2) 場所 熊本県庁新館8階 803会議室 熊本市水前寺六丁目18番1号

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 栄養学

(5) 食品衛生学

(6) 製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、上記試験科目のうち「製菓理論及び実技」を免除する。

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法施行の日において3年を超えている者又は法施行の日の後3年を超えるに至ったもの

(4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの。ただし、菓子製造業とは食品衛生法施行令第35条第3号に掲げる営業であること。また、専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している者は菓子製造業に従事しているとは認められないこととする。その他、パートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者でも、原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合には菓子製造業務に従事している者と認める。

4 受験手続

(1) 願書の配布

各保健所で配布する。ただし、県外に居住する者にあつては郵送での配布を行う。その場合、あて先を明記し、90円切手を貼った返信用封筒（縦23.5cm、横12cm）を同封して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）まで請求すること。

なお、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書きすること。

(2) 願書受付期間

ア 平成20年5月26日（月）から同年6月5日（木）までとする。

イ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分（熊本市保健所にあつては午後5時00分）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申し込みは、平成20年6月5日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 願書提出先

ア 受験志願者は、住所地を管轄する保健所に願書を提出すること。

イ 県外に居住する者にあつては、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に提出すること。

ただし、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類等

ア 受験願書（第4号様式）1部

イ 菓子製造業従業証明書 1部

（前記3の受験資格の（1）に該当する者を除く）

ウ 菓子製造技能検定合格書の写し 1部

（試験科目を免除される者に限る。）

エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し 1部

（前記3の受験資格の（3）に該当する者を除く）

- オ 写真 1 枚
 (製菓衛生師受験願書の提出前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.6cm、横 2.4cm のものに限る。)
- (5) 受験手数料 9,700 円
 受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。
- (6) 受験票の交付
 受験票は受験願書の受付後、試験前日までに交付する。
- 5 合格発表及び合格証書の交付
 (1) 合格者の発表は、平成 20 年 7 月 14 日 (月) 午前 10 時に県庁本館 1 階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
 (2) 試験に合格した者に対しては、郵送により合格証書を交付する。
- 6 その他
 (1) 願書の請求及び受験についての問い合わせ先

熊本県健康危機管理課	096-333-2247 (直通)
有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
阿蘇保健所衛生環境課	0967-32-0535
御船保健所衛生環境課	096-282-0016
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-32-6121
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課	0966-22-3107
天草保健所衛生環境課	0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188

 (2) 試験科目の得点及び合計得点の開示
 ア 開示請求先
 開示を希望する受験者に対して、熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 22 条の規定に基づき、熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した本人に開示する。
 イ 開示期間
 合格発表の日から 1 か月間(平成 20 年 7 月 14 日 (月) から同年 8 月 13 日 (水) まで)とする。
 なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、初日は午前 10 時以降とする。
- (3) 試験問題の開示
 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。ただし、掲載期間は 1 年間(平成 20 年 7 月 14 日 (月) から平成 21 年 7 月 13 日 (月) まで)とする。

熊本県公告第 311 号

県有財産を次のとおり売却する。
 平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
 所 在 上益城郡山都町上寺字河原田 1855 番 2
 土 地 地目 宅地 地積 440.67 平方メートル
 建 物 居宅 構造 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建
 床面積 102.10 平方メートル
 物置 構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
 床面積 7.20 平方メートル
 最低売却価格 2,980,000 円
- 2 入札期日
 平成 20 年 6 月 4 日 (水) 午前 10 時
- 3 入札場所
 上益城郡山都町下馬尾 265 熊本県上益城地域振興局土木部 2 階大会議室
- 4 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放
 平成 20 年 5 月 27 日 (火) 午前 10 時から午前 12 時まで
- 7 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証し

た小切手により行わなければならない。

8 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していない者

9 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による。

提出期限 平成20年6月2日（月）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）

提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課

10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人の場合 印鑑証明書
- (2) 法人の場合 印鑑証明書
- (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状

11 その他

- (1) 契約締結期限 平成20年6月18日（水）午後5時
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 別途指定する。
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

登載依頼

熊本県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成20年4月28日

熊本県病院事業管理者 若 本 隆 治

1 委託の内容

熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料

2 委託の相手方

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

3 委託する日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

4 契約締結日

平成20年3月27日

